

熊本連携中枢都市圏形成
連携協約書

熊本市 南阿蘇村

熊本市及び南阿蘇村における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約

熊本市（以下「甲」という。）及び南阿蘇村（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏の形成に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この連携協約は、甲及び乙が連携して、熊本連携中枢都市圏の圏域において圏域全体の経済をけん引するとともに都市機能や生活機能を高めることにより、圏域の住民全体の暮らしを支え、人口減少社会にあっても持続可能で魅力的な圏域の形成に資することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、長期的かつ安定的に統一した共通の理念に基づき、次条に規定する取組において相互に役割を分担し、連携を図るものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第3条 甲及び乙が連携する取組並びに当該取組における甲及び乙の役割は、次に掲げる政策分野ごとに、別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。

- (1) 圏域全体の経済成長のけん引に係る政策分野（別表第1）
- (2) 高次の都市機能の集積・強化に係る政策分野（別表第2）
- (3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に係る政策分野（別表第3）

（費用分担）

第4条 前条に規定する取組に係る事務を処理するために要する経費については、甲及び乙が協議して別に定める。

（連絡会議）

第5条 熊本市長及び南阿蘇村長は、連携中枢都市圏に係る取組に関し連絡調整を図るため、毎年度、連絡会議を開催するものとする。


この連携協約の締結を証するため、本連携協約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成28年3月30日

甲 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市

熊本市長

大西一史 

乙 南阿蘇村大字河陰145番地3

南阿蘇村

南阿蘇村長

長野敏也 

別表第1（第3条第1号関係）

圏域全体の経済成長のけん引に係る政策分野

| | | |
|---------------------|------|--|
| (1) リーディング産業の育成 | 取組内容 | 圏域のリーディング産業を育成するため、産学金官民が一体となって新事業の創出に取り組む。 |
| | 甲の役割 | 産学金官民の連携による新事業の創出のための事業を実施する。 |
| | 乙の役割 | 産学金官民の連携による新事業の創出に甲と連携して取り組む。 |
| (2) 6次産業化及び農商工連携の推進 | 取組内容 | 農水産物の6次産業化及び農商工連携を推進するため、熊本ブランドの農水産物や加工品の開発を支援するとともに、販路の拡大に取り組む。 |
| | 甲の役割 | 農水産物の6次産業化及び農商工連携の推進のための事業を実施する。 |
| | 乙の役割 | 農水産物の6次産業化及び農商工連携の推進に甲と連携して取り組む。 |
| (3) 物流機能の強化 | 取組内容 | 企業の事業活動を支援するため、熊本港の利用促進に取り組む。 |
| | 甲の役割 | 熊本港の利用促進のための事業を実施する。 |
| | 乙の役割 | 熊本港の利用促進に甲と連携して取り組む。 |

別表第2（第3条第2号関係）

高次の都市機能の集積・強化に係る政策分野

| | | |
|------------------|------|--|
| (1) 高度な医療サービスの提供 | 取組内容 | 圏域の高度医療機能の充実を図るため、周産期医療の提供その他の事業に取り組む。 |
| | 甲の役割 | 総合周産期母子医療センターの運営その他の高度医療機能の充実を図るための事業を実施する。 |
| | 乙の役割 | 高度医療機能の充実を図るための取組を甲と連携して推進する。 |
| (2) 中心拠点施設の整備 | 取組内容 | 中心市街地のにぎわいの創出と交流の促進を図るため、中心市街地の再開発及び交通拠点の整備に取り組む。 |
| | 甲の役割 | 中心市街地の再開発事業を支援するとともに、交流施設、広場、交通拠点等の整備を行う。 |
| | 乙の役割 | 都市機能の活用を甲と連携して推進することにより地域の活性化につなげる。 |
| (3) 人材の育成支援 | 取組内容 | 地域社会の発展に貢献する人材を確保するため、高い資質を持った人材の育成支援及びそのための環境整備に取り組む。 |
| | 甲の役割 | 高等教育機関と連携して、人材の育成支援及びそのための環境整備に取り組むとともに、高等教育機関の人材を活用して地域課題の解決に努める。 |
| | 乙の役割 | 高等教育機関の人材を活用して地域課題の解決に努める。 |

別表第3（第3条第3号関係）

圏域全体の生活関連機能サービスの向上に係る政策分野

1 生活機能の強化に係る政策分野

| | | |
|----------------|------|--|
| (1) DV被害者への支援等 | 取組内容 | 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組む。 |
| | 甲の役割 | 乙と連携して配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組む。 |
| | 乙の役割 | 甲と連携して配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組む。 |
| (2) 公共施設の有効利用 | 取組内容 | 公共施設の効果的又は効率的な利用を図るため、共同利用の推進等の公共施設の有効利用に取り組む。 |
| | 甲の役割 | 乙と連携して共同利用の推進等の公共施設の有効利用に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。 |
| | 乙の役割 | 甲と連携して共同利用の推進等の公共施設の有効利用に取り組む。 |
| (3) 文化及び学術の振興 | 取組内容 | 文化財等の歴史的価値を高めるとともに、文化資源を活用し観光客への効果的なアピールを行う等圏域市町村が連携して文化及び学術の振興に取り組む。 |
| | 甲の役割 | 乙と連携して文化及び学術の振興に取り組む。 |
| | 乙の役割 | 甲と連携して文化及び学術の振興に取り組む。 |
| (4) 消費者の保護 | 取組内容 | 消費者問題について、解決力の高い地域社会づくりを目指し、どこに住んでいても質の高い相談及び救済を受けられることができる体制の整備に取り組む。 |
| | 甲の役割 | 乙と連携して消費生活相談等を行う。 |
| | 乙の役割 | 甲と連携して消費生活相談等を行う。 |
| (5) 企業誘致の促進 | 取組内容 | 圏域全体で雇用機会の確保を図るため、圏域市町村が共同して企業誘致に取り組む。 |
| | 甲の役割 | 乙と連携して企業誘致に取り組む。 |
| | 乙の役割 | 甲と連携して企業誘致に取り組む。 |

| | | |
|---------------|------|--|
| (6) 新規就農者への支援 | 取組内容 | 地域農業の担い手を育成し、及び確保するため、就農支援に取り組む。 |
| | 甲の役割 | 乙と連携して就農支援に係る事業を実施するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。 |
| | 乙の役割 | 甲と連携して就農支援に取り組む。 |
| (7) 観光の振興 | 取組内容 | 圏域の観光資源を活用して、国内外からの観光客の誘致に取り組む。 |
| | 甲の役割 | 乙と連携して観光客の誘致に向けた観光振興事業を実施するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。 |
| | 乙の役割 | 甲と連携して観光客の誘致に取り組む。 |
| (8) 災害等への対応 | 取組内容 | 災害等に的確に対応するため、広域的な防災体制を強化する。 |
| | 甲の役割 | 乙と連携して広域的な防災体制を強化するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。 |
| | 乙の役割 | 甲と連携して広域的な防災体制を強化する。 |
| (9) 環境の保全 | 取組内容 | 良好な自然環境を維持し、持続可能な資源循環型の社会を形成するため、環境の保全に取り組む。 |
| | 甲の役割 | 乙と連携して環境の保全に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。 |
| | 乙の役割 | 甲と連携して環境の保全に取り組む。 |

2 結び付きやネットワークの強化に係る政策分野

| | | |
|---------------------|------|--|
| (1) 持続可能な地域公共交通網の形成 | 取組内容 | 基幹公共交通の機能強化や公共交通網の再構築等持続可能な地域公共交通網の形成に取り組む。 |
| | 甲の役割 | 乙と連携して持続可能な地域公共交通網の形成に向けた施策に取り組むとともに、交通事業者及び圏域市町村全体の調整を行う。 |
| | 乙の役割 | 甲と連携して持続可能な地域公共交通網の形成に向けて地域の実情に応じた施策に取り組む。 |

| | | |
|-------------------------|------|--|
| (2) 広域的 道路網の 構築 | 取組内容 | 広域的な道路網を構築するため、国直轄道路の整備を促進する。 |
| | 甲の役割 | 乙と連携して国直轄道路の整備を促進する。 |
| | 乙の役割 | 甲と連携して国直轄道路の整備を促進する。 |
| (3) 都市と 農村の交 流の促進 | 取組内容 | 農村地域の活性化及び農村地域への理解の促進を図るため、都市と農村地域との交流に取り組む。 |
| | 甲の役割 | 乙と情報共有を図りながら都市と農村地域との交流に取り組む。 |
| | 乙の役割 | 甲と情報共有を図りながら都市と農村地域との交流に取り組む。 |

3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

| | | |
|----------------------|------|--|
| (1) 職員の 育成 | 取組内容 | 圏域マネジメント能力の高い職員を育成するため、職員の資質及び公務能力の向上に取り組む。 |
| | 甲の役割 | 乙と連携して職員の資質及び公務能力の向上に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。 |
| | 乙の役割 | 甲と連携して職員の資質及び公務能力の向上に取り組む。 |
| (2) 機関等 の共同設 置 | 取組内容 | 附属機関等を共同して設置する。 |
| | 甲の役割 | 地方自治法第252条の7第1項に規定する規約の定めるところによる。 |
| | 乙の役割 | 地方自治法第252条の7第1項に規定する規約の定めるところによる。 |

